

<7/9 記者発表変更版>

代替路(無料)措置対象区間を変更しました。

2020年7月14日
中部地方整備局
高山国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋支社

報道関係各位

国道41号通行止めに伴う C3東海環状自動車道・E41東海北陸自動車道の一部区間の 代替路(無料)措置について(対象区間の追加)

梅雨前線に伴う大雨により、7月14日12時00分時点において、国道41号(下呂市小坂町門坂(134kp))が道路流失により通行止め(※)となっています。現在、復旧に向け全力で取り組んでおりますが、復旧には、なお相当の期間がかかる見込みです。

これに伴い、岐阜県美濃地方と飛騨地方の間は、広域的に迂回する必要があるため、C3 東海環状自動車道的美濃加茂 IC と E41 東海北陸自動車道の飛騨清見 IC 間を利用する車両を対象として、国道41号の代替路(無料)措置を実施しておりますが、対象区間を下記のとおり追加することとしました。

なお、その迂回経路は、別紙1のとおりです。

(※)通行止め区間の最新情報については、中部地方整備局 HP の『お知らせ』にて、『岐阜県通れるマップ』を公表しており、随時更新されていますので、ここで最新情報をご確認頂くようお願いいたします。

■中部地方整備局ホームページ URL (<https://www.cbr.mlit.go.jp/>)

記

代替路(無料)措置について

(1)実施期間

【実施中】2020年7月 9日 15時00分 から当面の間

【追加】2020年7月14日 13時00分 から当面の間

※ 終了時期は別途お知らせいたします。

(2)対象となるご利用区間

【実施中】 C3 東海環状自動車道 美濃加茂 IC ⇔ E41 東海北陸自動車道 飛騨清見 IC

【追加】 E41 東海北陸自動車道 郡上八幡 IC ⇔ E41 東海北陸自動車道 飛騨清見 IC

※ 上記の IC を入口及び出口とすご利用のみが対象です。(当該組合せ以外を通行する車両については、通常の通行料金をいただきます。)

※ 上記区間を超えて通行する車両は、対象となりません(上記区間も含め通常の通行料金をいただきます) (詳細は別紙2のとおり)

(3)対象車種

全車種

(4) 通行方法

【ETCをご利用のお客さま】

対象となるICでは、ETC(ノンストップ自動料金支払いシステム)で無線走行してください。

※ご注意 ETCご利用の場合、出口料金所では通行料金が表示されるとともに、ETC利用照会サービス等において利用履歴が表示されますが、ご請求はいたしません。

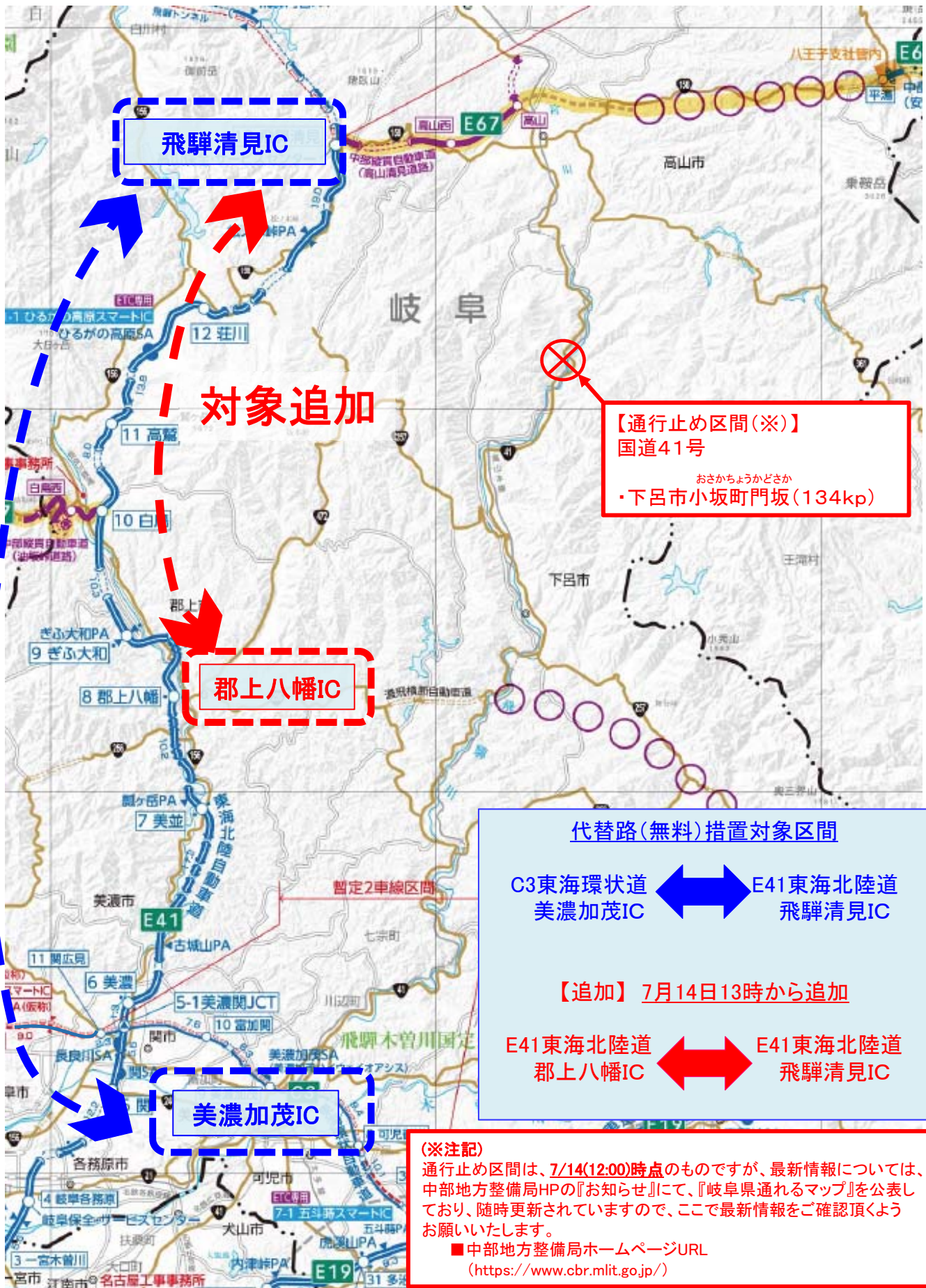
【ETCをご利用にならないお客さま】

入口では必ず通行券をお取りいただき、出口では一般レーンをご利用ください。

同時配布先	岐阜県政記者クラブ、中部地整記者クラブ
お問合せ先 ＜国道の状況などについて＞	国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所 管理第一課 宮永達朗 TEL 0577-36-3823
お問合せ先 ＜代替路(無料)措置について＞ (マスコミ専用)	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 広報・CS課 TEL 052-222-1183
お問合せ先 ＜高速道路の状況や 代替路(無料)措置について＞ (お客さま専用)	NEXCO中日本お客さまセンター(24時間対応) TEL 0120-922-229(フリーダイヤル) ※フリーダイヤルをご利用できない場合 TEL 052-223-0333(通話料有料)

代替路(無料)措置(追加)

別紙1



国道41号の代替路（無料）措置の対象区間に
E41東海北陸自動車道（飛騨清見-郡上八幡）を追加します
～7月14日 13時00分から～

◀ **E41** 東海北陸自動車道 **C3** 東海環状道 代替路(無料)措置 ▶

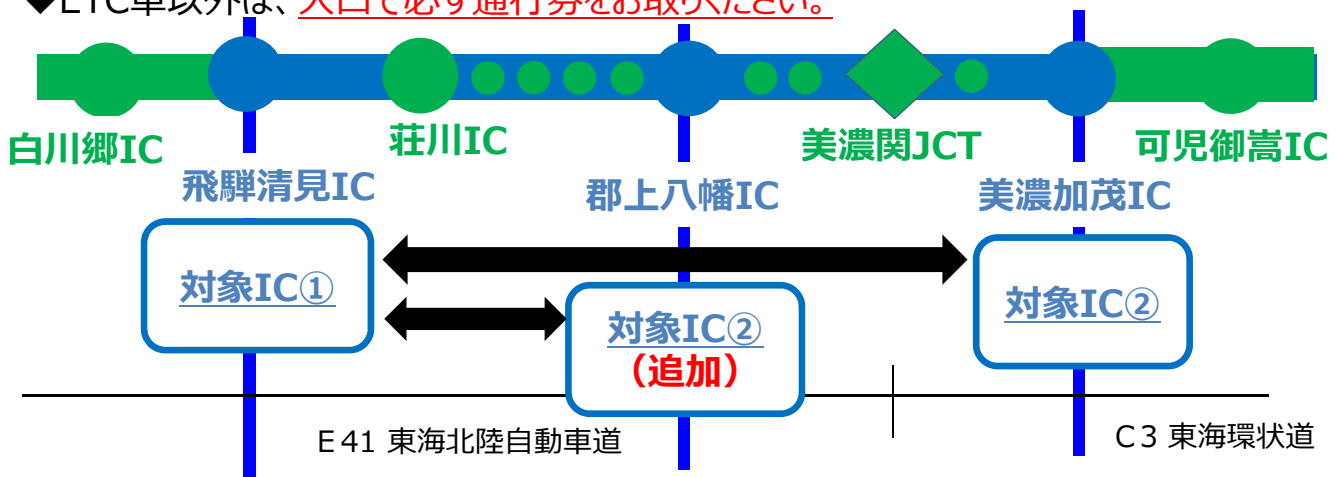
国道41号の道路流失による通行止めの迂回路として東海北陸道 飛騨清見IC～東海環状道 美濃加茂IC間で通行料金を徴収しない措置を取っておりますが、**対象区間に東海北陸道 飛騨清見IC～郡上八幡ICを追加します。**

【通行料金を徴収しない通行】

対象IC① E41東海北陸自動車道 飛騨清見IC
対象IC② C3東海環状自動車道 美濃加茂IC
E41東海北陸自動車道 郡上八幡IC【追加】

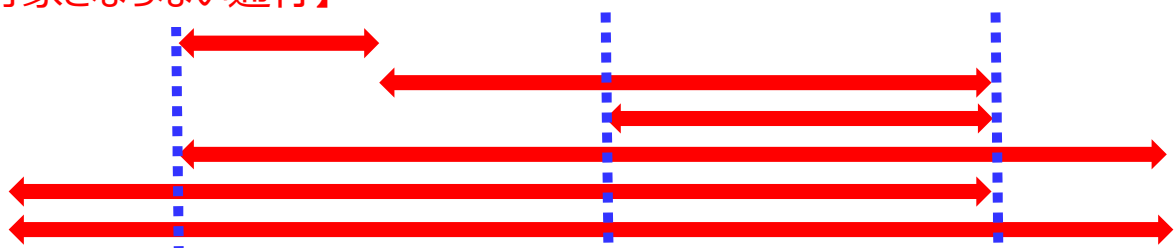
対象IC①を流入し、対象IC②のいずれかを流出するご利用。
対象IC②のいずれかを流入し、対象IC①を流出するご利用。

- ◆ETC車はETCレーン、ETC車以外は一般レーンをご利用ください。
- ◆ETC車以外は、入口で必ず通行券をお取りください。



対象IC①と対象IC②間の走行が、代替路(無料)措置の対象となります。

【対象とならない通行】



対象区間を超えたご利用や、対象区間のうち途中ICのみのご利用は、代替路（無料）措置の対象とはなりません。**全区間有料となります。**

※（対象とならない例）飛騨清見IC～荘川IC、荘川IC～美濃加茂IC、郡上八幡IC～美濃加茂IC等のご利用